

参考様式4

橋場・御明神地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
雫石町	平成25年8月19日	令和3年3月26日
対象地区名(地区内の集落名)		
橋場、安栖、小赤沢、山津田、滝沢、南、天瀬、中南、天川、中島、黒沢、まがき		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	782.30	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	587.00	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	132.00	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.53	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	－	ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	48.00	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

大規模経営体により稲作を中心に飼料作物やそばの土地利用型作物、畜産農家主体に飼料作物の生産が行われているが、担い手において、分散している圃場の解消が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

他地域の担い手の耕作圃場については、当地域内の近接で耕作している中心経営体への集約を図る。また、今後における出し手からの農地の集約に関するものも同様とする。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理事業の活用	
新たな出し手の農地については、機構への貸付とともに集約化を促進。	
(2) 基盤整備への取組	
集約化と併せ、作業効率の省力化の向上に向けた基盤整備等を推進。	
(3) 新規・特産化作物の導入	
圃場整備の困難な地域については、園芸作物などによる高収益作物を推進。	
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	
多面的機能支払制度等を活用し、耕作放棄地未然防止、荒廃農地再生を推進。	
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	
被害地域の調査、対策と被害情報の情報共有。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	39 人	2 法人
② 認定新規就農者	2 人	法人
③ 集落営農組織	2 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	1 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	1 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	505.00 ha	782.30 ha	65 %
今後	553.00 ha	780.00 ha	71 %